

交通事業調整委員會傍聽記 (二)

J T 生

第五回目の交通事業調整委員會諮問第一號特別委員會は昭和十四年五月二十日午前十時から鐵道省大會議室に開催された。當日は曾我委員長外各特別委員の外普通委員中川

(吉)、堀内、根津の三氏が傍聽席に顔を見せてゐた。

曾我委員長先づ開會を宣し、本日は前回の委員會に引續き調整の方法に付て腹臆なき充分なる御意見を承り度いと思ふ。順序として前回の委員會に於て問題になつた東京市電の現状其の他に付て平山委員から御説明を承ることゝ致し度い。と述べれば、

平山委員は、東京市電の運輸成績及電気供給成績等事業の現況を數字的資料に基いて説明し、市當局としては省線も參加した意味に於ての大調整案の實現を希望するが、其

の前提としての舊市内の調整が行はれるものとするれば市民の利便の爲にも其の經營主體は市でなければならぬと、所謂市有市營案に付て述ぶる處があつた。

此の時、曾我委員長は、平山委員の御説明に對する御質問なり御意見なりは後刻願ふことに致しまして東京市の外債の處理に付て興銀の栗栖博士に懇々御出席を煩はしましたので、これから御説明を承ることに致し度いと告げ、栗栖博士登壇して概要左の如き説明をされた。

東京市は明治四十五年東京鐵道の買収及電気事業設備擴張の爲、電気事業外債を英米佛の諸市場に於て發行した。

公募された電気事業外債は七二、五一五、七〇三圓七二錢であつて此の金額(英貨及佛貨)は法定平價(英貨九圓

七六三、佛貨二法五六)を以て換算したもので、現在の爲替相場を以て邦貨に換算すれば更に大なる金額に達するものである。

此の東京市外貨電氣事業公債に關し閑却し得ざる問題は佛貨公債訴訟事件である。此の問題は明治四十五年二月市會議決第十八號電氣事業公債條例更正の件第一條第二項に「前項債務ハ其一部ヲ佛貨公債ニ變更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ英貨一磅ニ對シ佛貨二十五法二十二參ノ割合ヲ以テ換算ス」と規定せるに胚胎し、佛國契約書第二條に定むる「巴里發行ニ留保サレタル金額ハ券面金一〇〇、八八

〇、〇〇〇法トシ英貨金四、〇〇〇、〇〇〇磅ト同金額ニシテ」云々の文言及債券面並に目論見書の冒頭にある
 Frc 100,880,000 equivalent to £4,000,000 との記載は佛國債券所持人に對し、佛貨公債の磅等價約款乃至爲替確定換算率に依る金約款とまで解釋させるに至らしめ遂に長き訴訟事件を惹起する原因となるに至つたのである。

訴訟問題の發生した直接の原因は歐洲大戰に因る法の暴

落で、嘗ては一圓に付二法五〇參の相場を維持してゐたものが暴落し、他方英貨電氣事業公債の所持人が従來通りの相場で支拂を受けて居るのを見て、佛貨公債所持人は磅拂又は金法拂の要求を起したものに外ならなかつたのである當時佛國政府の採つた政策は、國內債務は之を時の法に依つて辨濟するも、外國に對する債權は之を契約當時の法に依つて回收すべし、と謂ふにあつたから東京市も結局其の犠牲となり佛國裁判所に於ては敗訴を重ね、昭和六年一月十五日佛國破産院の判決に依り遂に敗訴の確定を見るに至つた。

一方我國に於ても同様の訴訟が提起され、之は昭和九年十二月大審院に於て東京市の勝訴と確定した。茲に於て兩國裁判所の見解對立し、佛國側に於ても判決の執行難に陥り結局兩國間の和協に依らなければ問題の解決は困難の狀態となつたが、此の和協は其の後大いに進捗し永年の懸案も解決の運びに至る見透も附け得る様になつた。

此の東京市外債は市公債證書、募集に關する目論見書、

東京市及引受銀行たる日本興業銀行間の契約書並に日本興業銀行及元利金支拂取扱銀行たる横濱正金銀行、佛國ソシエテ・ゼネラル間の諸契約書及取極に關する文書等を見るに左の通り擔保せらるゝものである。

(1)電氣事業（電氣軌道事業及電燈電力供給事業）の純收入を以て優先に擔保せられること、(2)市一般收入を以て一般擔保と爲すこと。而して之が實行手段としては左の通り定めたものである。

(1)市は毎年四回に分ち右收入の内より毎年支拂ふべき元利金に相當する金額を日本興業銀行を経て横濱正金銀行本店に積立て置くこと。(2)市は右積立金を以て毎年三月及九月の二回に支拂ふべき利金並に毎年九月償還すべき元金を支拂ふこととし、所定の期日に磅貨公債（英、米）は一應横濱正金銀行倫敦支店に、又佛貨公債は巴里ソシエテ・ゼネラルに交付すること。(3)萬一市が右市公債の元利支拂を遲滞し又は支拂はざる場合は丁度英米に於て裁判所の指揮其の他の下に管理人（receiver）の介入を見、之が財政の

管理を爲し純收入を以て優先に元利金の支拂に振向けることとなつてゐると同様にして市電氣事業の經營又は會計を管理し其の目的を達すること。

右實行手段から見ても、電氣事業經營の主體と債務の主體とが同一なることを前提とし當然の立前とするものと謂はねばならない。従つて都市交通調整上右市公債の處理に付ても此の點を考慮に入れて善處しなければならない。

交通調整實施上から見て、電氣事業施設の一部を交通調整會社に移すと同時に該會社も債務引受の形式に依り債務者として加入する方法が考へられる。此の場合には電氣事業中電氣軌道事業施設は之を交通調整會社に移轉し其の純收入は右市公債の擔保として上記公債の約款に従ひ積立其の他を爲さしめ、電氣事業中電燈電力供給事業施設は其のまゝ市に存置し其の純收入は右市公債の擔保として上記右市公債の約款に従ひ積立其の他を爲さしめるのである。市及交通調整會社は公債所持人に對しては公債全額に付共同債務者として元利支拂の責に任じ、市及交通調整會社相互

の内部的關係に於ては右市公債の負擔部分を定め毎年支拂ふべき元利金は之に依つて負擔支出するのである。而して之が實施上必要なる場合には特別の立法手段を採るも可である。此の點に關しては鐵道國有に伴ふ北海道炭礦鐵道會社及關西鐵道會社の買收、帝國政府の滿鐵外債肩替、電力國家管理に伴ふ舊大同電力外債の承繼に關する事例等を参照すべきである。

曾我委員長、有難う御座りました栗栖博士に御禮申上げます、只今の御説明に對して御質問は御座りませんかと促せば、

星島委員、市營乘合自動車の純収入は擔保とならないのか。

栗栖博士、バス事業は契約當時豫想されてゐぬので包含されない。但し市の一般收入としては一般擔保となる。

堤委員、栗栖博士御説明の結論は我々素人の常識にも合ふが今まで外債處理が困難だと謂はれてゐたのは如何なる理由に依るか。

栗栖博士、それは各人の考へ方に依つて違ふが、總債權者の同意がなければ市外債を移轉し得ざるや否やの點に關するものと思ふ。

と應答があり、喜安委員は、事業經營者たる市の信用が重要な問題であつて、他の經營主體に付き外國債權者が市と同様の信用を置き得るや否やの點からも外債處理に困難があると考へられるのであると述べた。

五島委員は、外債の約款に市電純収入の計算方法に付き何等かの記載ありやと質せば、

栗栖博士は何等の記載なしと答へ、更に五島委員は成るべく約款の寫を提出され度いと要求し、

曾我委員長は、市と相談の上提出する様に計らふ旨を答へ、尙先程の平山委員の説明に付て御質問はないかと促し

五島委員は、市有市營說の根據不明良であるから更に説明され度いと述べ平山委員との間に一問一答を試みた。

堤委員は、從來の經過に徴し、理事者の變り易い市を主體とする市有市營は不賛成であると述べた。

次で會我委員長は、それでは本日は大體之だけに致しまして次回は懇談的に御自由な御討議を願つたらどうかと思

行 幸 美 談

ひます。次回の期日は改めて御通知申上げることゝ致します本日は是にて散會致しますと閉會を告げた。時に正午。

埼玉縣土木課

行幸に際して美談佳話は屢々報道されて國民の赤心を象徴してゐるがこれは一傭人の身を以て私情を滅して自己の職責を全ふした聞くも涙ぐまじき美談である昭和十四年四月二十七日本縣入間郡豐岡町陸軍航空士官學校へ行幸仰出さるるや百五十萬縣民は恐懼感激し只管當日を御待ち申上げた本縣に於ては御警衛は申す迄もなく奉送迎及御道筋の修路に萬全を期して其の準備に努めた本話の主金子關次郎は埼玉縣に職を奉ずる道路工夫で本縣道路工夫表彰規程に依り再三表彰せられた者であつて御道筋の修路を命ぜらるるや其の光榮に感激し數ヶ月前から病床にあつて然も重態

にあつた妻に此の旨を告げた處同女は一家一門の光榮なる故心置なく職責を全ふする様と涙を浮べて激勵したこの健氣な言葉に勇躍した金子工夫は同僚及上司には後患を秘して三日間に亘る修路作業を全ふし急遽歸宅無事大任を果した喜びを病妻に語つた。時既に臨終寸前にあつた妻は苦悶の中から微笑を浮べて其の勞を犒ひ夫に見守られつゝ遂に極樂淨土の客となつた。然し三日間に亘る大任を果して歸り尙瀕死の妻の臨終に間に合つた事は一に神慮によるものと言ふべきであるが行幸の光榮に浴させる爲め病床から激ましてくれた妻の死には流石鐵石心腸の彼も其の心情を